

食品安全委員会（第680回会合）議事概要

日 時:平成30年1月16日(火) 14:00~15:10

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者:報道 1名、行政機関 1名、一般 5名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 添加物 1品目
「二炭酸ジメチル」
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、添加物専門調査会で審議することとなった。

- (2) 農薬専門調査会における審議結果について
- ・ 「アクリナトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・ 「クロルピリホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
- ・ 「オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤(13剤)(再審査)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・ 「*Escherichia coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→佐藤委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「カプリン酸グリセリル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「カプリン酸グリセリルは、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「フルメキン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フルメキンの一日摂取許容量（ADI）を0.071 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤（イムレスター）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤（イムレスター）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(6) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(第22回：平成29年9月30日時点)

→事務局から報告。

(7) 食品安全委員会の運営について(平成29年10月～12月)

→事務局から報告。